

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 実 施 要 領 書
(その 2 - 4)

[成形施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定 (原規規発第 20121610 号)	令和 2 年 12 月 16 日
1	改訂第 1 版 (原規規発第 21040812 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 頁 IV 検査方法 3. 配置検査 【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】におけるアンカーをアンカーとアンカー（シアコネクター）に区別。 ・ 12 頁 V 判断基準 3. 配置検査 【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】におけるアンカー等に係る申請者管理値の変更。 ・ 63 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-8 の判定基準欄中【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】のアンカー等に係る申請者管理値の変更。 	令和 3 年 4 月 8 日
2	改訂第 2 版 (原規規発第 2107135 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 IV 検査方法 1. 材料検査 【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】におけるコンクリートの検査方法の記載を変更。 ・ 10 頁 V 判断基準 1. 材料検査 【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】におけるコンクリートの判断基準の記載の変更。 ・ 57 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 別紙-4 の判定基準欄中【壁増打ち補強】及び【垂壁増打ち補強】におけるコンクリートの判断基準の記載の変更。 	令和 3 年 7 月 13 日
3	改訂第 3 版 (原規規発第 21091510 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 頁 III 検査範囲 2. 認可関係 認可年月日及び認可番号に「(令和 3 年 8 月 17 日付け三原燃第 21-0328 号にて軽微な変更)」を追記。 	令和 3 年 9 月 15 日

4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁 III 検査範囲 2. 認可関係認可年月日及び認可番号「令和3年8月17日付け三原燃第21-0328号にて軽微な変更」に「令和3年10月19日付け三原燃第21-0467号及び令和4年5月24日付け三原燃第22-0051号」を追記。 ・ 3 頁 IV 検査方法 1. 材料検査 【鉄扉及びシャッタ補強】における検査方法の記載を追記。 ・ 4 頁 IV 検査方法 2. 寸法検査 【鉄扉及びシャッタ補強】における検査方法の記載を追記。 ・ 5 頁 IV 検査方法 4. 据付検査 【鉄扉及びシャッタ補強】における検査方法の記載を追記。 ・ 6 頁 IV 検査方法 5. 外観検査 【鉄扉及びシャッタ補強】における検査方法の記載を追記。 ・ 11 頁 V 判定基準 1. 材料検査【鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載を追記。 ・ 12 頁 V 判定基準 2. 寸法検査【鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載を追記。 ・ 13 頁 V 判定基準 4. 据付検査【鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載を追記。 ・ 14 頁 V 判定基準 5. 外観検査【鉄扉及びシャッタ補強】における判定基準の記載を追記。 ・ 17 頁 VI その他 記載の変更。 ・ 22 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (1/2) 9) 表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (1/6) 変更内容 ・鉄扉及びシャッタ補強記載を追記。 ・ 23 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (2/2) 9) 表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2/6) 火災等による損傷の防止 [4.3-建5] 記載を追記。 ・ 31 頁 VII 添付資料 添付資料-2 (10/29) 図ハ建-4 変更する鉄扉概要を追記。 ・ 52 頁 VII 添付資料 添付資料-3 使用前検査成績書様式 備考の記載を削除。 ・ 58 頁 添付資料-3 使用前検査成績書様式別紙-4 (2/2) の判定基準欄中【鉄扉及びシャッタ補強】における補修材の判定基準の記載を追記等。 	<p>令和4年7月5日</p>
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

4	<ul style="list-style-type: none">・ 61頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式別紙－6（2／2）の判定基準欄中【鉄扉及びシャッタ補強】における補修材の判定基準の記載を追記。・ 65頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式別紙－10の判定基準欄中【鉄扉及びシャッタ補強】における補修材の判定基準の記載を追記。・ 67頁 添付資料－3 使用前検査成績書様式別紙－12の判定基準欄中【鉄扉及びシャッタ補強】における補修材の判定基準の記載を追記。	令和4年7月5日
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	10
VI その他	17
VII 添付資料	18

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号又は第3号に係る使用前検査について、成形施設及びその他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しております、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第8条第1項、同条第2項、第9条、第10条、第12条、第15条、第16条第2項、第18条第1項、第19条、第23条第1項、同条第2項及び第24条第1項である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○成形施設

材料検査、寸法検査、配置検査、据付検査、外観検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

○その他の加工施設

材料検査、寸法検査、員数検査、配置検査、系統検査、据付検査、外観検査、作動検査、設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

事業所名：三菱原子燃料株式会社

所在地：茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1. 検査対象施設及び範囲

成形施設

加工棟成型工場（改造）

その他の加工施設（加工棟成型工場）

非常用設備

緊急対策設備(1)

・非常用照明※〔復旧〕

・誘導灯※〔復旧〕

・安全避難通路※〔増設〕

緊急対策設備(3)

- ・堰（内部溢水止水用（固定式））〔新設〕
- ・堰（内部溢水止水用（脱着式））〔新設〕

非常用通報設備

- ・非常ベル設備*〔変更無し〕
- ・放送設備*〔復旧〕
- ・通信連絡設備（電話設備）*〔増設〕

自動火災報知設備

- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備〔復旧〕

消火設備

- ・屋外消火栓*〔変更なし〕
- ・消火器*〔復旧〕

※：既設で以前に使用前検査を受検していない機器（該当する全ての検査項目を確認）

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和元年8月9日 原規規発第1908096号

(令和3年8月17日付け三原燃第21-0328号、令和3年10月19日
付け三原燃第21-0467号及び令和4年5月24日付け三原燃第22-0
051号にて軽微な変更)

IV 検査方法

○成形施設（加工棟成型工場）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【構造スリットの追設】（図ハ建-9、12参照）

ロックウールは耐火材料であること及びシーリング材は難燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。

【壁増打ち補強】（図ハ建-9、12参照）

- ① 鉄筋はSD295AがアンカーはSD295A又はSD345が使用されていること及び強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【垂壁増打ち補強】（図ハ建-9、12 参照）

- ① 鉄筋は SD295A がアンカーは SD295A が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② コンクリートの強度を申請者の品質記録により確認する。

【炭素繊維シート補強】（図ハ建-9 参照）

炭素繊維シートは [] が使用されていること及び強度(引張強度)を申請者の品質記録により確認する。

【鉄扉及びシャッタ補強】（図ハ建-3～6 参照）

- ① 鉄扉補強材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタ補強材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 鉄扉補強材、シャッタ補強材は不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ④ 補修材(鋼板)は [] が使用されていること及び不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ⑤ 補修材(枠材)は [] が使用されていること及び不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。

【方杖追設補強】（図ハ建-10 参照）

鉄骨は [] が使用されていること及び強度を申請者の品質記録により確認する。

【鋼板補強】（図ハ建-8、11 参照）

- ① 鋼板は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材は [] が使用されていること及び強度(降伏点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 鋼板及び下地材は不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【構造スリットの追設】(図ハ建-9、12 参照)

スリット幅を申請者の品質記録により確認する。

【壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

- ① 鉄筋の直径及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。

【垂壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

- ① 鉄筋の直径及びアンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）を申請者の品質記録により確認する。

【炭素繊維シート補強】(図ハ建-9 参照)

炭素繊維シートの幅及び厚さ寸法を申請者の品質記録により確認する。

【鉄扉及びシャッタ補強】(図ハ建-3～6 参照)

- ① 鉄扉補強材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② シャッタ補強材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 補修材（鋼板）の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ④ 補修材（枠材）の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。

【方杖追設補強】(図ハ建-10 参照)

鉄骨の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

【鋼板補強】(図ハ建-8、11 参照)

- ① 鉄板の厚み寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 下地材の断面寸法を申請者の品質記録により確認する。

3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【構造スリットの追設】(図ハ建-9、12 参照)

スリットの設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

鉄筋、アンカー及びアンカー（シアコネクター）の配置間隔を立会い又は

申請者の品質記録により確認する。

【垂壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

鉄筋、アンカー及びアンカー(シアコネクター)の配置間隔を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【炭素繊維シート補強】(図ハ建-9 参照)

炭素繊維シートの接着間隔を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

4. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【炭素繊維シート補強】(図ハ建-9 参照)

防水層が屋根(平屋部)全面に復旧されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【鉄扉及びシャッタ補強】(図ハ建-3~6 参照)

- ① 鉄扉補強材及びシャッタ補強材の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 補修材の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【方杖追設補強】(図ハ建-10 参照)

方杖の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【鋼板補強】(図ハ建-8、11 参照)

鋼板の設置位置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【構造スリットの追設】(図ハ建-9、12 参照)

構造スリットにロックウールが充填されシーリング材で封止されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

塗装面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【垂壁増打ち補強】(図ハ建-9、12 参照)

コンクリート面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【炭素繊維シート補強】(図ハ建-9 参照)

防水層表面に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【鉄扉補強材及びシャッタ補強】(図ハ建-3～6 参照)

- ① 鉄扉及び鉄扉補強材並びにシャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 補修材に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ③ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度 60～70°Cにて作動し、ガラリを閉止する仕様となっていることを申請者の品質記録により確認する。

【方杖追設補強】(図ハ建-10 参照)

方杖に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【鋼板補強】(図ハ建-8、11 参照)

鋼板に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】(図リ建-9、10 参照)

- ① アンカー及び鋼材は [] が使用されていること及びその強度（降伏

点又は耐力)を申請者の品質記録により確認する。

- ② 鋼材は不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コーキング材は [REDACTED] であることを申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（脱着式））】（図リ建-9 参照）

- ① アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されていること及びその強度（降伏点又は耐力）を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板は [REDACTED] が装着されたものであることを申請者の品質記録により確認する。
- ③ コーキング材は [REDACTED] であることを申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【堰（内部溢水止水用（固定式））】（図リ建-9、10 参照）

- ① アンカーの径寸法及び鋼材断面寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 固定式堰の高さ寸法を申請者の品質記録により確認する。

【堰（内部溢水止水用（脱着式））】（図リ建-9 参照）

- ① アンカーの径寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ② 止水板の外形寸法を申請者の品質記録により確認する。
- ③ 脱着式堰の高さ寸法を申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】

屋外消火栓の埋設配管について、地表から管の上端までの深さを申請者の品質記録により確認する。

3. 品数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水

用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】（図リ建一1～10 参照）

設備、機器の員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

4. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】（図リ建一1～10 参照）

設備、機器の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

5. 系統検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】（図リ建一、2 参照）

非常用電源系統に接続されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

6. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓】（図リ建一1～10 参照）

設備、機器の据付状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

7. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】（図リ建ー1～10 参照）

設備、機器に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】（図リ建ー7 参照）

- ① 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

8. 作動検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

(2) 検査手順

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを解放後、██秒以上バッテリにより点灯することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

作動試験を行い、正常に作動することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ① 自動火災報知器（感知器）について、加煙試験器等による作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ② 自動火災報知器（ベル）について、鳴動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。
- ③ 自動火災報知器（発信機）について、作動試験を行い、正常に作動することを申請者の品質記録により確認する。

【屋外消火栓】

加圧送水装置試験又は放水試験を行い、正常に作動することを申請者の品

質記録により確認する。

○成形施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設計及び工事の方法についての認可申請書（以下「設工認申請書」という。）に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。（既存建物の検査に対する適合性確認を含む。）

- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

V 判定基準

○成形施設（加工棟成型工場）

1. 材料検査

【構造スリットの追設】

ロックウールは耐火材料、シーリング材は難燃性材料であること。

【壁増打ち補強】

- ① 鉄筋はSD295Aが使用され、アンカーはSD295A又はSD345が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm^2 以上(SD295A)又は 345N/mm^2 以上 440N/mm^2 以下(SD345)であること。
- ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
- ③ コンクリートの強度は 27.0N/mm^2 以上であること。

【垂壁増打ち補強】

- ① 鉄筋は SD295A が使用され、アンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 295N/mm^2 以上であること。
- ② コンクリートの強度は 27.0N/mm^2 以上であること。

【炭素繊維シート補強】

炭素繊維シートは [REDACTED] が使用されおり、引張強度が $2,400\text{N/mm}^2$ 以上であること。

【鉄扉及びシャッタ補強】

- ① 鉄扉補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上 ($t \leq 16\text{ mm}$ 以下) 又は 235N/mm^2 以上 ($t > 16\text{ mm}$ を超え 40 mm 以下) であること。
- ② シャッタ補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）が 245N/mm^2 以上 ([REDACTED] (申請者管理値)) であること。
- ③ 鉄扉補強材、シャッタ補強材は不燃性材料であること。
- ④ 補修材（鋼板）は [REDACTED] が使用されていること及び不燃性材料であること。
- ⑤ 補修材（枠材）は [REDACTED] が使用されていること及び不燃性材料であること。

【方杖追設補強】

鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。

【鋼板補強】

- ① 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。
- ② 下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。
- ③ 鋼板及び下地材は不燃性材料であること。

2. 寸法検査

【構造スリットの追設】

スリット幅は [REDACTED] mm 以上であること。

【壁増打ち補強】

- ① 鉄筋の径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) 及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) 又は [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）は [REDACTED] mm 以上であること。

【垂壁増打ち補強】

- ① 鉄筋の径寸法及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G3112) であること。
- ② 型枠内の寸法（壁厚）は [REDACTED] mm 以上であること。

【炭素繊維シート補強】

炭素繊維シートの寸法及び許容寸法（申請者管理値）は以下のとおりであること。

- ・幅 [REDACTED]
- ・厚さ [REDACTED]

【鉄扉及びシャッタ補強】

- ① 鉄扉補強材の断面寸法は以下のとおりであること。
 - ・平鋼 [REDACTED] (JIS G 3194 (申請者管理値))
 - ・角棒 [REDACTED] (JIS G 3191 (申請者管理値))
- ② シャッタ補強材の断面寸法は [REDACTED] (申請者管理値) であること。
- ③ 補修材（鋼板）の厚み寸法は [REDACTED] mm (申請者管理値) であること。
- ④ 補修材（枠材）の外形寸法は [REDACTED] mm (申請者管理値) であること。

【方杖追設補強】

鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。

- ・方杖追設補強（溝形鋼）
[REDACTED] mm (JIS G 3192 (申請者管理値))

【鋼板補強】

- ① 鋼板の寸法（板厚）は [REDACTED] mm (JIS G 3193 (申請者管理値)) であること。
- ② 下地材（角形鋼管）の断面寸法は [REDACTED] mm × t3.2 mm (JIS G 3466 (申請者管理値)) であること。

3. 配置検査

【構造スリットの追設】

スリットは柱ヘリから [REDACTED] mm 以下、梁・床から [REDACTED] mm 以下に設置されていること。

【壁増打ち補強】

- ① 鉄筋の配置間隔は [REDACTED] 本/m 以上 (申請者管理値) であること。
- ② アンカーの配置間隔は [REDACTED] (申請者管理値) であること。
- ③ アンカー（シアコネクター）の配置間隔は [REDACTED] (申

申請者管理値)であること。

【垂壁増打ち補強】

- ① 鉄筋の配置間隔は ■本/m 以上（申請者管理値）であること。
- ② アンカーの配置間隔は ■ mm (申請者管理値) であること。
- ③ アンカー（シアコネクター）の配置間隔は ■ mm以下（申請者管理値）であること。

【炭素素材シート補強】

炭素素材シートの接着間隔は ■ mm ピッチ (許容差 (申請者管理値) ■本/m) であること。

4. 据付検査

【炭素繊維シート補強】

防水層が屋根（平屋部）全面に復旧されていること。

【鉄扉及びシャッタ補強】

- ① 鉄扉補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ② シャッタ補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。
- ③ 補修材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【方杖追設補強】

方杖の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

【鋼板補強】

鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。

5. 外観検査

【構造スリットの追設】

構造スリットにロックウールが充填され、シーリング材で封止されていること。

【壁増打ち補強】

塗装面に有害な傷及び変形がないこと。

【垂壁増打ち補強】

コンクリート面に有害な傷及び変形がないこと。

【炭素繊維シート補強】

防水層表面に有害な傷及び変形がないこと。

【鉄扉及びシャッタ補強】

- ① 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
- ② シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。
- ③ 補修材に有害な傷及び変形がないこと。
- ④ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度 60～70°Cにて作動し、ガラリを閉止する仕様となっていること。

【方杖追設補強】

方杖に有害な傷及び変形がないこと。

【鋼板補強】

鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

○その他の加工施設（非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）

1. 材料検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】

- ① アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm²以上であること。
- ② 鋼材は不燃性材料であること。
- ③ コーキング材は [REDACTED] であること。

【堰（内部溢水止水用（脱着式））】

- ① アンカー及び鋼材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm²以上であること。
- ② 止水板は [REDACTED] が装着されたものであること。
- ③ コーキング材は [REDACTED] であること。

2. 寸法検査

【堰（内部溢水止水用（固定式））】

- ① アンカーの径寸法は [REDACTED]（申請者管理値）、鋼材（等辺山形鋼）の断面寸法（JIS G 4317（申請者管理値））は以下のとおりであること。
 - ・ 1階 [REDACTED]
 - ・ 2階 [REDACTED]
- ② 堰の高さは 1階が [REDACTED]mm以上、2階が [REDACTED]mm以上であること。

【堰（内部溢水止水用（脱着式））】

- ① アンカーの径寸法は [] (申請者管理値) であること。
- ② 止水板の外形寸法は [] mm ([] (粗級) (H 及び L) 及び [] (t) (申請者管理値)) であること。
- ③ 堰の高さは [] mm 以上であること。

【屋外消火栓】

屋外消火栓の埋設配管について、地表から管の上端までの深さは 300mm 以上であること。

3. 品数検査

【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】

設備、機器の品数が以下のとおりであること。

・非常用照明 : [] 台

[成型工場 1 階 [] 台
成型工場 2 階 [] 台]

・誘導灯 : 避難口誘導灯 [] 個、通路誘導灯 [] 個

[成型工場 1 階 : 避難口誘導灯 [] 個、通路誘導灯 [] 個
成型工場 2 階 : 避難口誘導灯 [] 個]

・堰（内部溢水止水用（固定式）） : [] 個

[成型工場 1 階 : 固定式堰 [] 個
成型工場 2 階 : 固定式堰 [] 個]

・堰（内部溢水止水用（脱着式）） : [] 個

成型工場 1 階 : 脱着式堰 [] 個

・非常ベル設備 [] 個

[成型工場 1 階 [] 個
成型工場 2 階 [] 個]

・放送設備（スピーカ） : [] 台

[成型工場 1 階 [] 台
成型工場 2 階 [] 台]

・通信連絡設備（電話設備） : 有線式 [] 台、無線式 [] 台

[成型工場 1 階 : 有線式 [] 台、無線式 [] 台
成型工場 2 階 : 有線式 [] 台]

- ・火災感知設備及びそれに連動する警報設備：熱感知器■個、煙感知器■個、
発信機（P型）■個、警報装置（ベル）■個
- 〔成型工場1階：熱感知器■個、煙感知器■個、発信機（P型）■個、警報
装置（ベル）■個
成型工場2階：熱感知器■個、煙感知器■個、発信機（P型）■個、警報
装置（ベル）■個〕
- ・屋外消火栓：不凍式■基、ホース収納箱（ホース■本）■ヶ所
- ・消火器：粉末消火器10型■本、20型■本、二酸化炭素消火器7型■本、
金属用消火器■本
- 〔成型工場1階：粉末消火器10型■本、20型■本、二酸化炭素消火器7型
■本、金属用消火器■本
成型工場2階：粉末消火器10型■本〕

4. 配置検査

- 【非常用照明、誘導灯、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器】
- 設備、機器の配置が設工認申請書のとおりであること。

5. 系統検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。

6. 据付検査

- 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰
(内部溢水止水用(脱着式))、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓】
- 設備、機器が設工認申請書のとおり据付けられていること。

7. 外観検査

- 【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰
(内部溢水止水用(脱着式))、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】
- 設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。

【屋外消火栓】

- ① 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
- ② 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。

8. 作動検査

【非常用照明、誘導灯】

非常用電源のブレーカを解放後、■秒以上バッテリにより点灯すること。

【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】

正常に作動すること。

【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】

- ① 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。
- ② 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。
- ③ 自動火災報知設備（発信機）が市場に作動すること。

【屋外消火栓】

屋外消火栓が正常に作動すること。

○成形施設、その他の加工施設

1. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項）
- ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・警報設備等（第18条第1項）
- ・安全避難通路等（第19条）
- ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項）
- ・通信連絡設備（第24条第1項）

VI その他

本検査は、第7次設工認申請書に記載されている加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

1/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(1/6)
2/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(2/6)
3/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(3/6)
4/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(4/6)
5/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(5/6)
6/29 表ハ建-1	加工棟	成型工場	仕様表(6/6)
7/29 表ハ建-2	加工棟	成型工場	主要な構造材の仕様表
8/29 図ハ建-1		敷地内建物配置図	
9/29 図ハ建-3	加工棟	成型工場	建物1階平面図
10/29 図ハ建-4	加工棟	成型工場	建物2階平面図
11/29 図ハ建-5	加工棟	成型工場	建物立面図
12/29 図ハ建-6	加工棟	成型工場	建具表及び鉄扉、シャッタ補強図
13/29 図ハ建-7	加工棟	成型工場	建物断面図
14/29 図ハ建-8	加工棟	成型工場	基礎及び1階伏図
15/29 図ハ建-9	加工棟	成型工場	2階伏図
16/29 図ハ建-10	加工棟	成型工場	連絡通路伏図及び方杖追設補強図
17/29 図ハ建-11	加工棟	成型工場	連絡通路鋼板補強図
18/29 図ハ建-12	加工棟	成型工場	D通り、7通り軸組図
19/29 図ハ建-13	加工棟	成型工場	屋根伏図
20/29 図リ建-1	緊急対策設備(1)	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/2)	
21/29 図リ建-2	緊急対策設備(1)	非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/2)	
22/29 図リ建-3	非常用通報設備	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/2)	
23/29 図リ建-4	非常用通報設備	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/2)	
24/29 図リ建-5	自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2)	
25/29 図リ建-6	自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)	
26/29 図リ建-7	消火設備	屋外消火栓、消火器(1/2)	
27/29 図リ建-8	消火設備	屋外消火栓、消火器(2/2)	
28/29 図リ建-9	緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)(1/2)	

29/29 図リ建-10 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用）(2/2)

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立会区分表

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

施設名	機器等の名称	重要度による区分		立会区分				備考
		安重区分	耐震重要度分類	寸法	配置	据付	外観	
	構造スリットの追設					—		【記号説明】
	壁増打ち補強					A/B		A:立会検査 A/B:抜取立会検査 B:記録検査
	垂壁増打ち補強							
	炭素繊維シート補強							
	加工棟成型工場	非安重	第1類	B	B	A/B	B	
	鉄扉及びシャッタ補強							
	方柱追設補強							
	鋼板補強					—		
	成形施設							

立会区分表

施設名	機器等の名称	重要度による区分			立会区分			備考
		耐震重要度分類	寸法	員数	配置	外観	作動	
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	第3類	—	A/B	A/B	A/B	A/B	[記号説明] A:立会検査 A/B:抜取立会検査 B:記録検査
安全避難通路		—	—	—	—	—	—	
非常用設備 緊急対策設備(3)	内部溢水止水用 (固定式) 内部溢水止水用 (脱着式)	第1類	B	B			—	B
非常ベル設備	非常ベル設備	非安重			A/B		A/B	
非常用設備 非常用通報設備	放送設備 通信連絡設備 (電話設備)			—	A/B	—	A/B	
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及 びそれに連動す る警報設備	第3類	—	—	—	—	B	
非常用設備 消火設備	屋外消火栓 消火器				B	—	—	

※ 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (1/6)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{844} 建物 加工棟 成型工場 {845} 堀 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図ハ建-1) 参照
機器名		加工棟 成型工場
変更内容		
員数		
一般仕様	型式	
	主要な構造材	
	寸法 (単位:m)	
	その他の構成機器	
	その他の性能	
取扱う核燃料物質の状態		

添付資料一2 (2/29)

表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2/6)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	
	火災等による損傷の防止	
	安全機能を有する施設の地盤	
	地震による損傷の防止	
	津波による損傷の防止	

表ハ建－1 加工棟 成型工場 仕様表 (3/6)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	
	人の不法な侵入等の防止	
	溢水による損傷の防止	
	材料及び構造	

表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (4/6)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	
	遮蔽	
	換気	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	安全機能を有する施設	
	搬送設備	
	警報設備等	
	安全避難通路等	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	廃棄施設	
	放射線管理施設	

添付資料-2 (5/29)

表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (5/6)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	
	通信連絡設備	
	その他事業許可で求める仕様	

添付資料－2 (6/29)

表ハ建-1 加工棟 成型工場 仕様表 (6/6)

添付図	図ハ建-1 敷地内建物配置図 図ハ建-2 加工棟成型工場 管理区域区分図 図ハ建-3 加工棟成型工場 建物1階平面図 図ハ建-4 加工棟成型工場 建物2階平面図 図ハ建-5 加工棟成型工場 建物立面図 図ハ建-6 加工棟成型工場 建具表及び鉄扉、シャッタ補強図 図ハ建-7 加工棟成型工場 建物断面図 図ハ建-8 加工棟成型工場 基礎及び1階伏図 図ハ建-9 加工棟成型工場 2階伏図 図ハ建-10 加工棟成型工場 連絡通路伏図及び方杖追設補強図 図ハ建-11 加工棟成型工場 連絡通路鋼板補強図 図ハ建-12 加工棟成型工場 D通り、7通り軸組図 図ハ建-13 加工棟成型工場 屋根伏図 図リ建-1 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (1/2) 図リ建-2 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (2/2) 図リ建-3 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） (1/2) 図リ建-4 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） (2/2) 図リ建-5 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/2) 図リ建-6 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2) 図リ建-7 消火設備 屋外消火栓、消火器 (1/2) 図リ建-8 消火設備 屋外消火栓、消火器 (2/2) 図リ建-9 緊急対策設備 (3) 壇(内部溢水止水用) (1/2) 図リ建-10 緊急対策設備 (3) 壇(内部溢水止水用) (2/2)
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

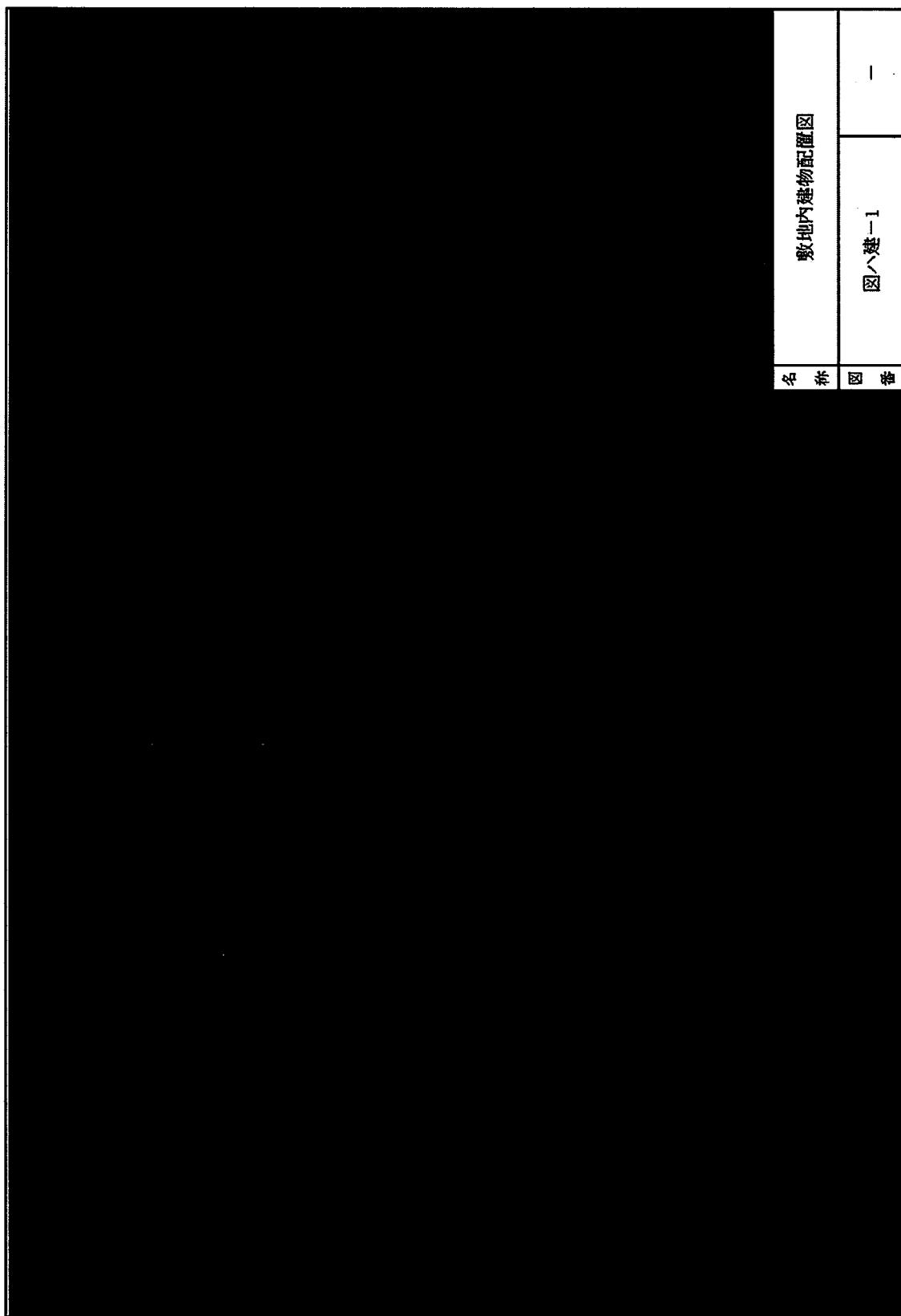
[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ハ建-2 加工棟 成型工場 主要な構造材の仕様表

建屋の種類	
主要な構造材	
主要な構造材の寸法	(1)本体 壁、柱：図ハ建-3、4 床、屋根：図ハ建-7 梁：図ハ建-9、図ハ建-13 基礎部材、杭：図ハ建-8 (2)連絡通路 壁、柱：図ハ建-3、図ハ建-10、11 床、屋根：図ハ建-7 梁：図ハ建-10 基礎部材、杭：図ハ建-8

添付資料－2 (8／29)



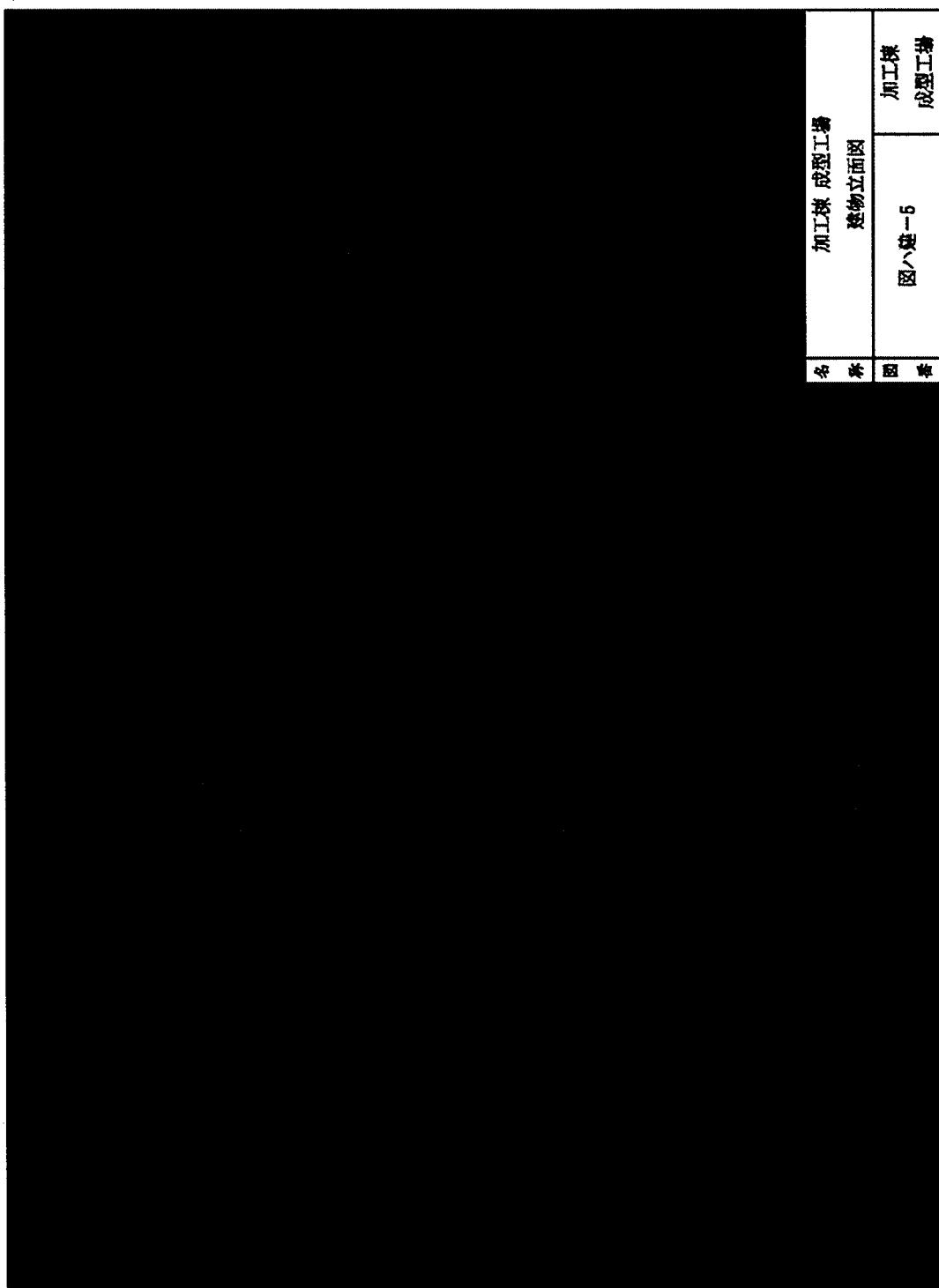
添付資料-2 (9/29)

名 称	加工棟 成型工場 建物1階平面図	加工棟 成型工場
図 番	図八建-3	

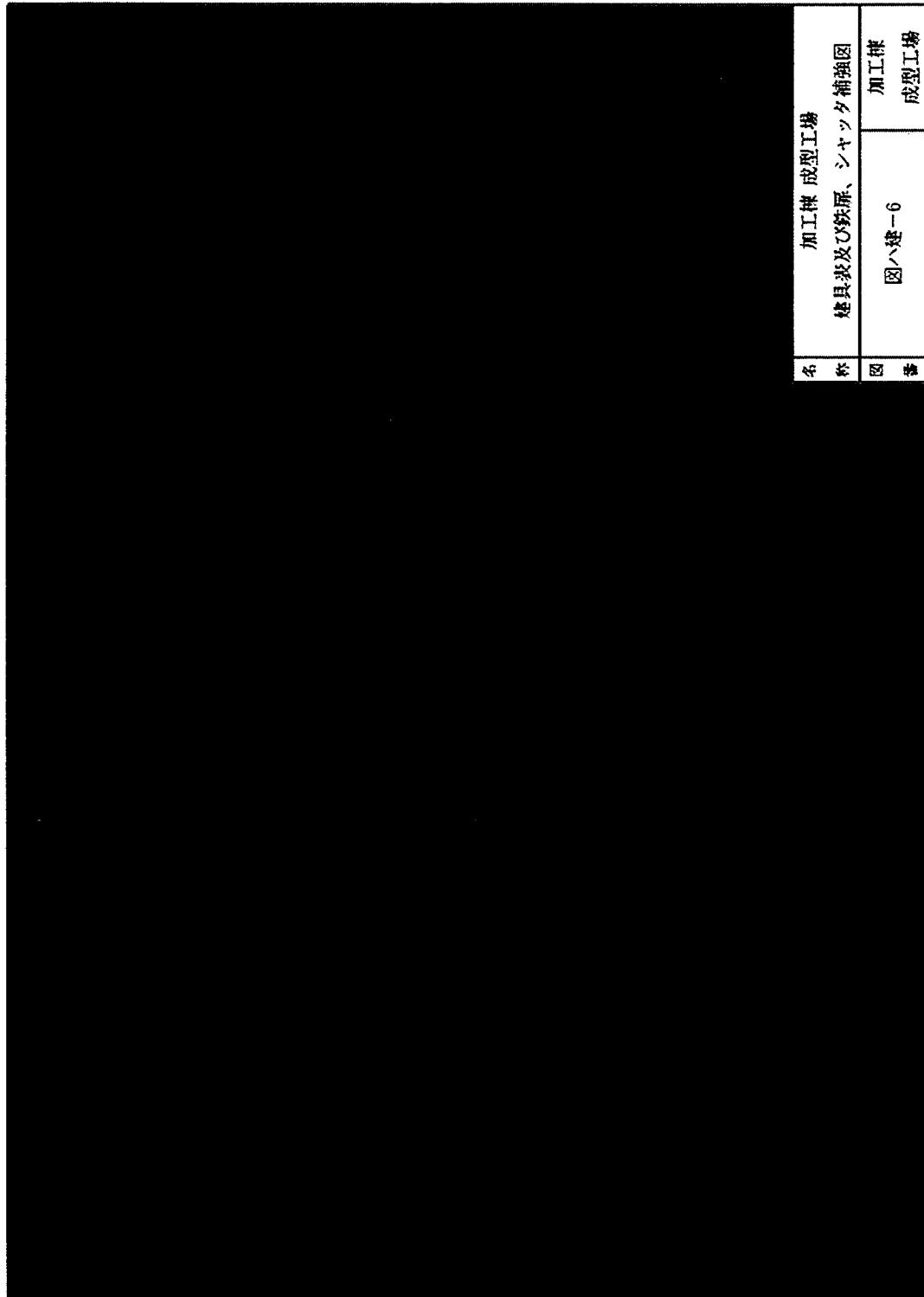
添付資料-2 (10 / 29)

名 称	加工棟 成型工場 建物2階平面図	加工棟 成型工場
図 番	図八建-4	

添付資料-2 (11/29)



添付資料-2 (12/29)



添付資料-2 (13/29)

名 称	加工棟 成型工場 建物断面図	加工棟 成型工場
図 番	図八達-7	

添付資料-2 (14/29)

名 称	加工棟 成型工場 基礎及び1階伏図	加工棟 成形工場
図 番	図八建-8	

添付資料-2 (15/29)

名 称	加工棟 成型工場 2階吹抜図	
圖 番	図ハ建-9	加工棟 成型工場

添付資料-2 (16/29)

名 称	加工棟 成型工場 連絡通路状図及び方針追加補強図	加工棟 成型工場
図 番	図ハ達-10	

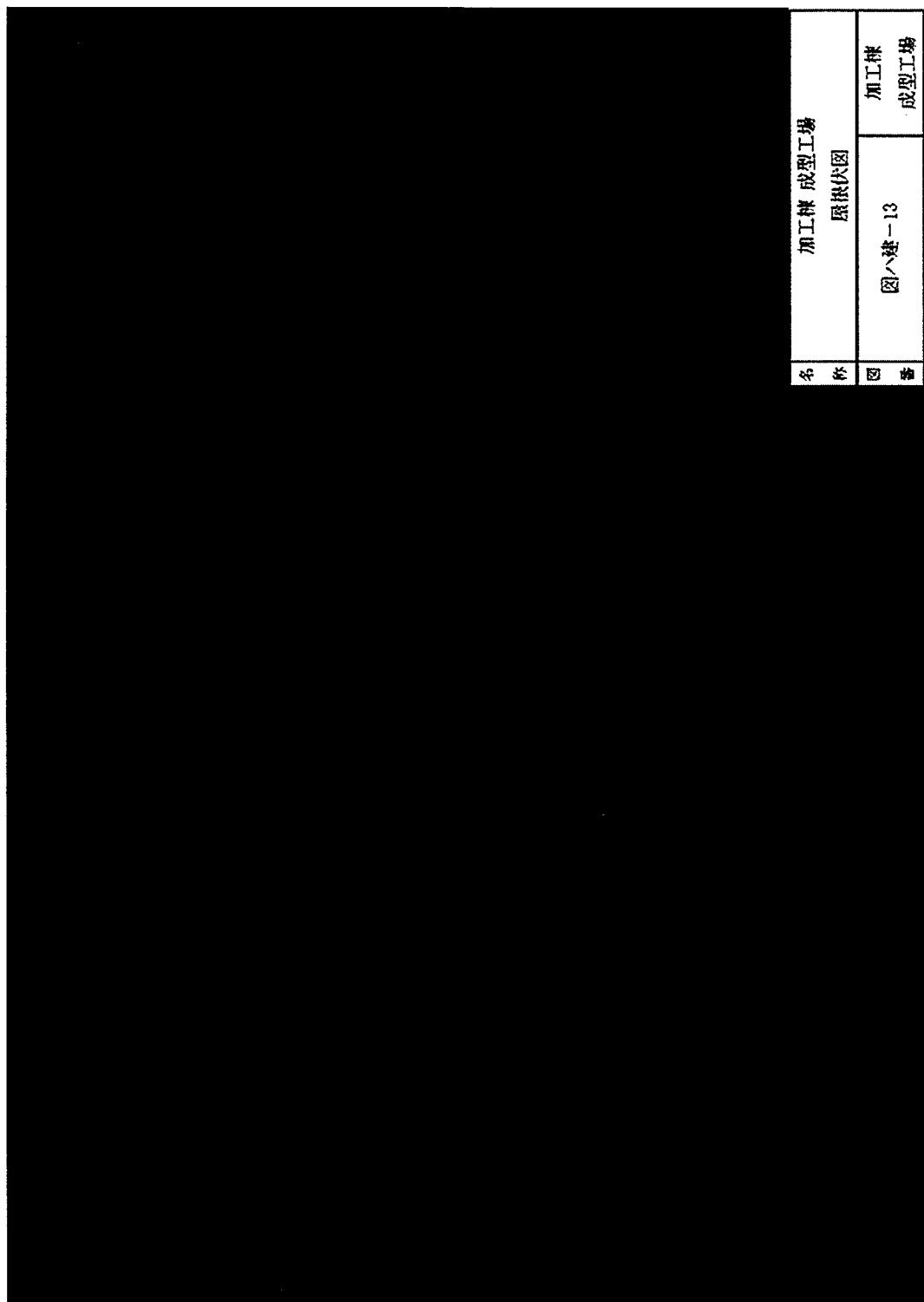
添付資料-2 (17/29)

名 称	加工棟 成型工場 連絡通路鋼板補強図	加工棟 成型工場
図 番	図八建-11	

添付資料-2 (18/29)

名 称	加工機 成型工場 D通り、7通り輪組図	加工機 成型工場
図 号	図ハベ達-12	

添付資料-2 (19/29)



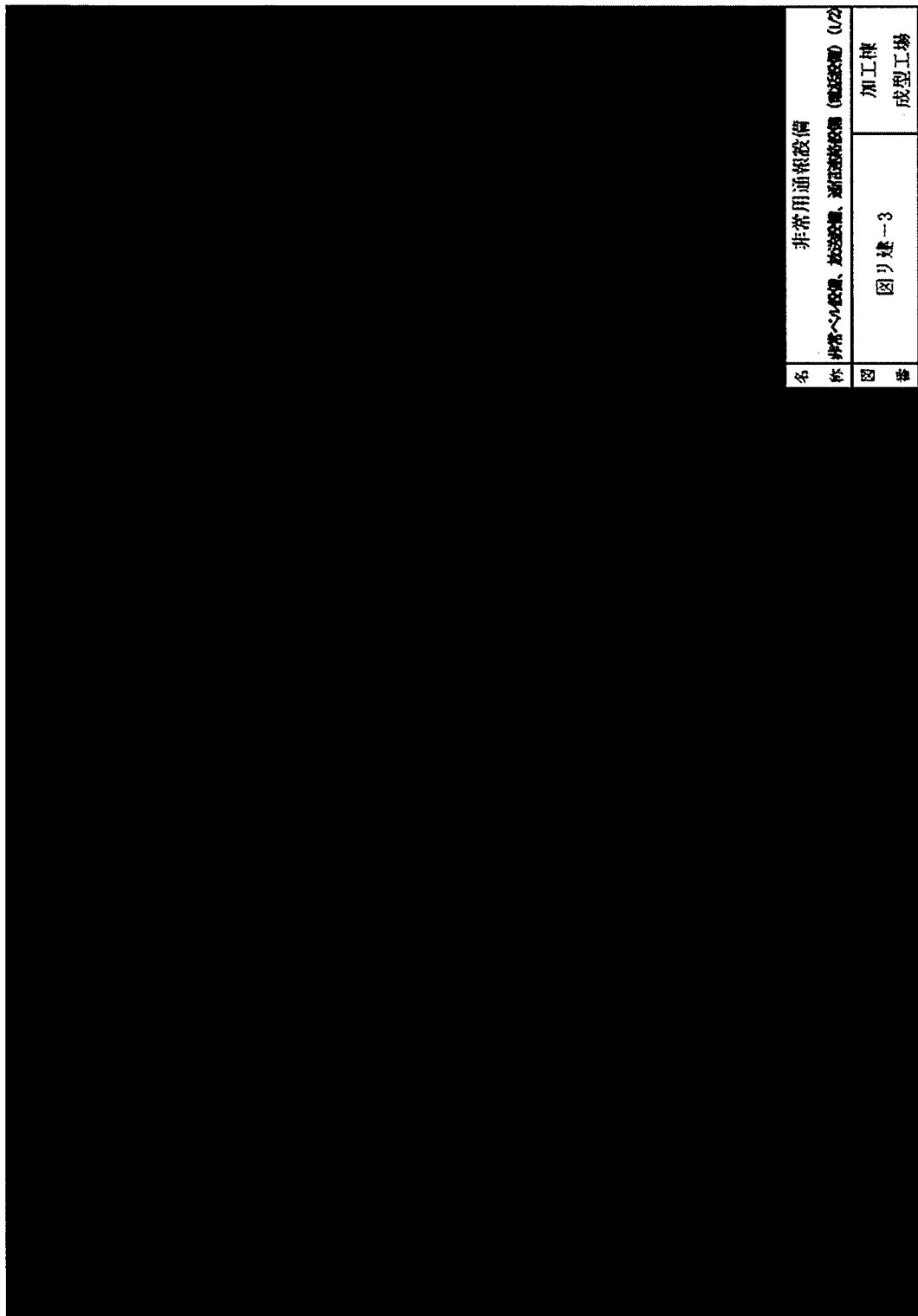
添付資料－2 (20／29)

名 称	緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/2)	
図 番	図り建-1	加工棟 成型工場

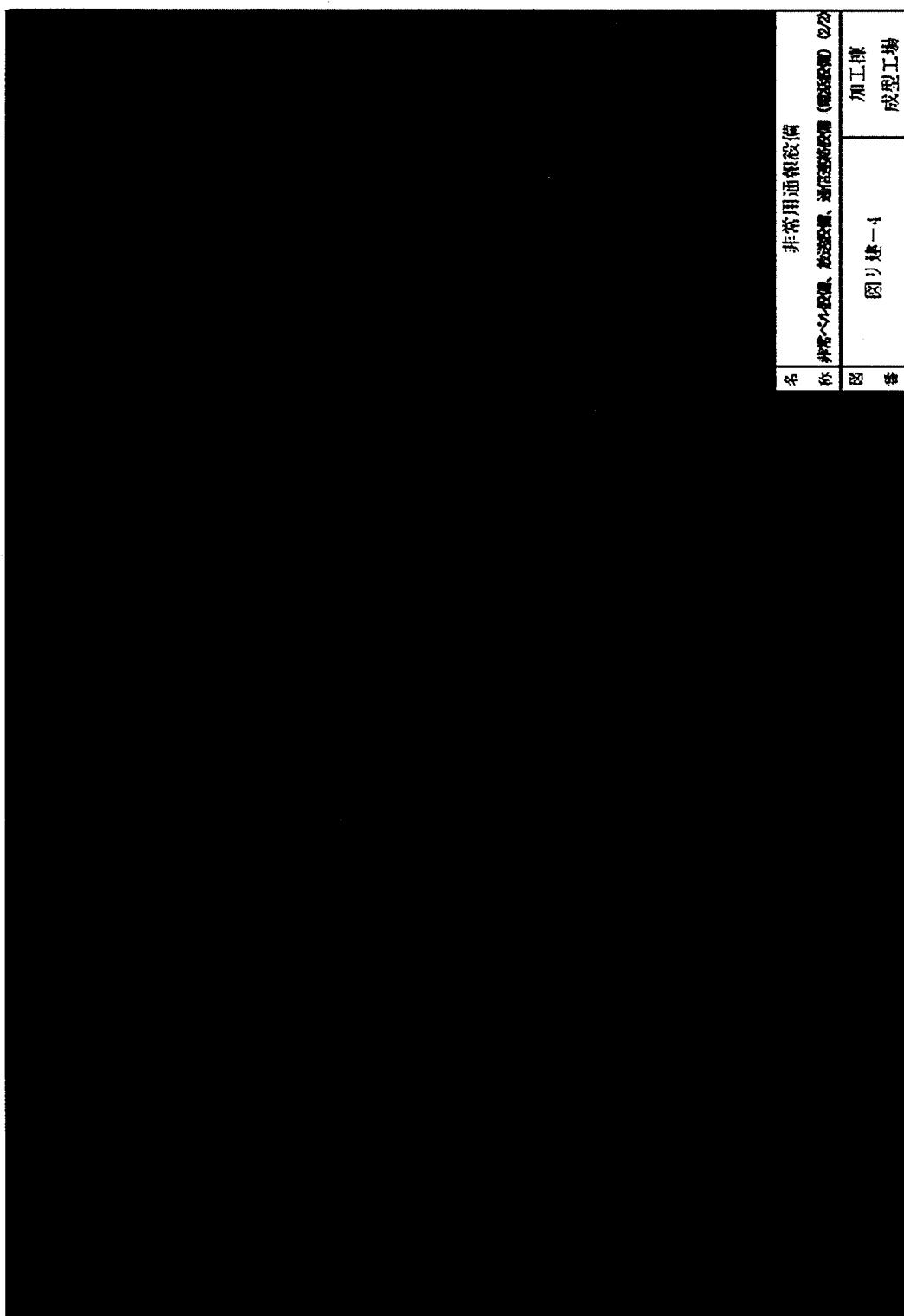
添付資料－2 (21/29)

名 称	緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/2)	
図 番	図リ建-2	加工棟 成型工場

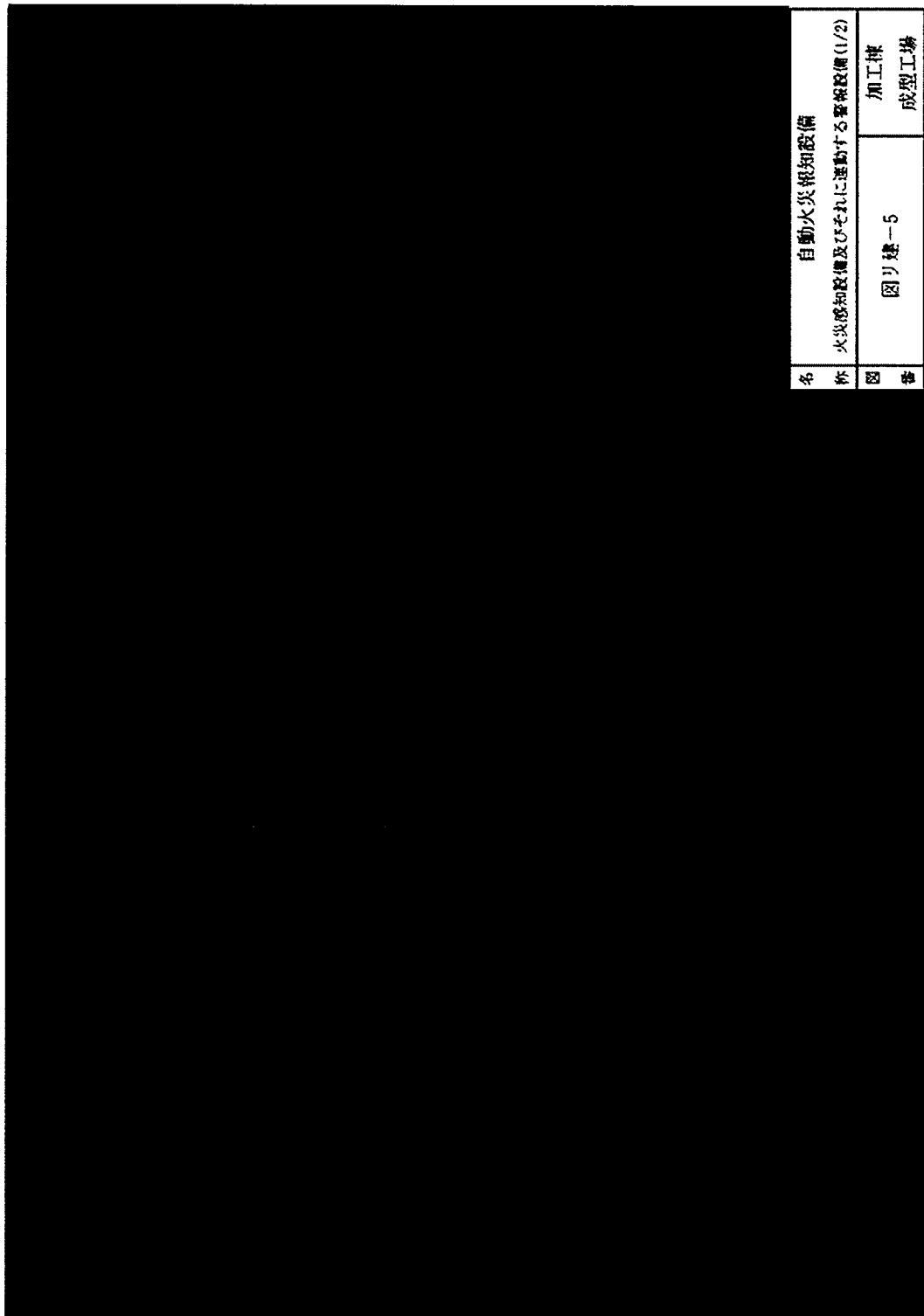
添付資料-2 (22/29)



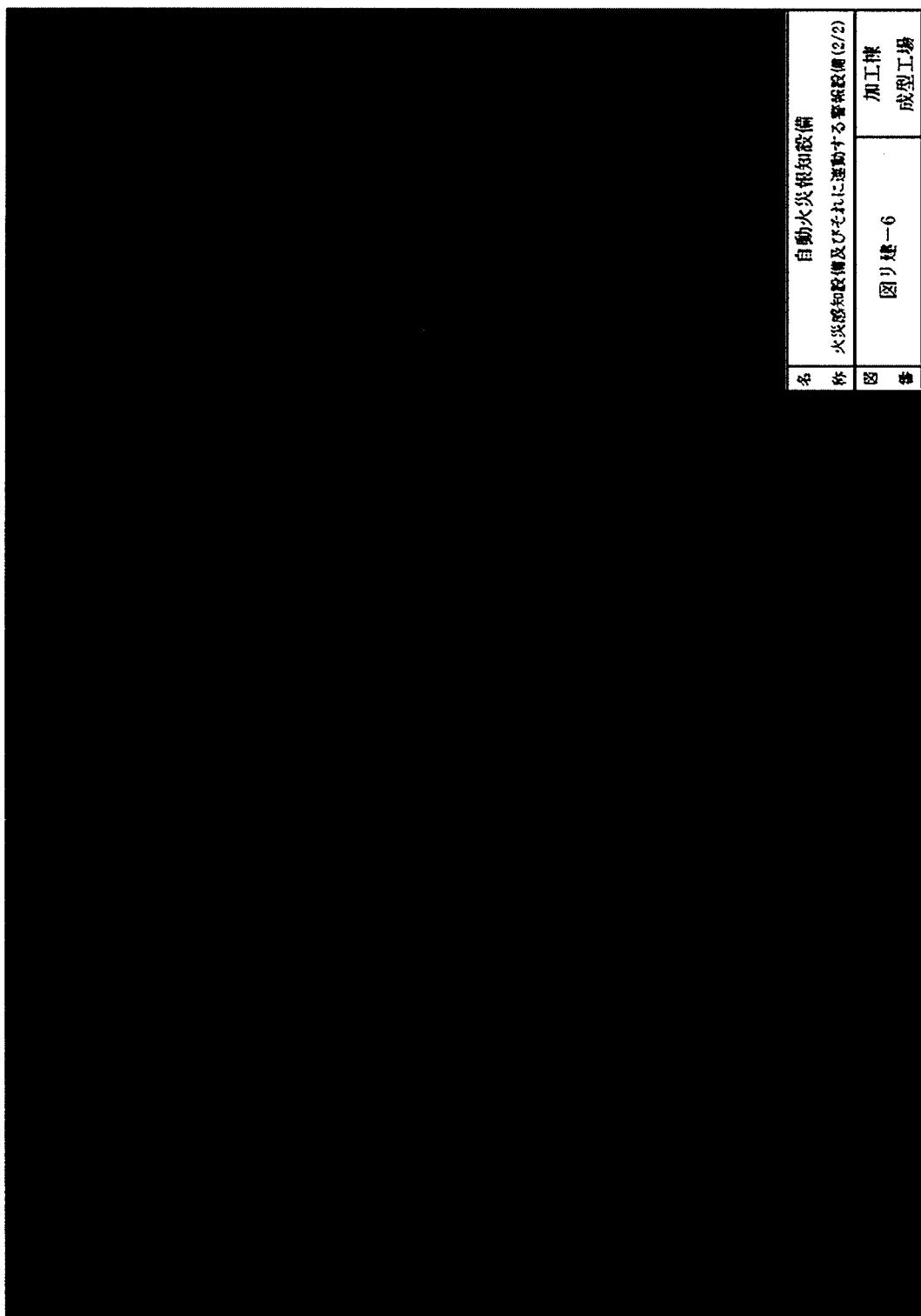
添付資料-2 (23/29)



添付資料-2 (24/29)



添付資料-2 (25/29)



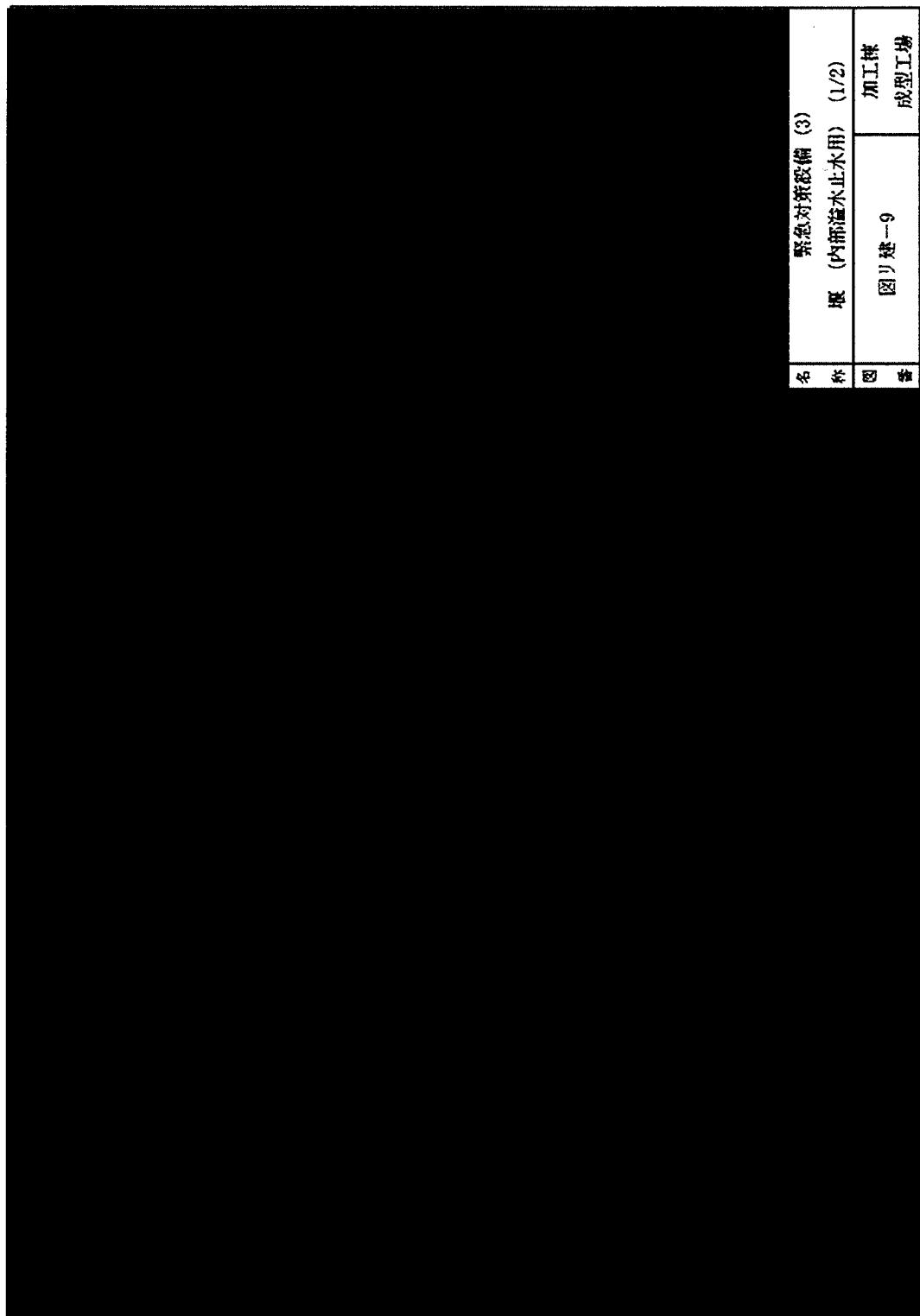
添付資料-2 (26/29)

名 称	消火栓 備 外消火栓、消火器(1/2)	加工機 械 成形工場
図 番	図リ付-7	

添付資料-2 (27/29)

名 称	消防設備 屋外消火栓、消火器(2/2)	
図 番	図リ建-8	加工棟 成型工場

添付資料-2 (28/29)



添付資料-2 (29/29)

名 称	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用) (2/2)
図 番	図り付-10 加工機 成型工場

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
使 用 前 檢 查 成 績 書
(その 2 - 4)

[成形施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使　用　前　検　査　成　績　書

申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検　查　範　囲	成形施設 加工棟成型工場 その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓、消火器		
検　查　場　所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622番地1		
申請年月日及び 申請番号	平成30年7月4日 三原燃第18-0394号		
検　查　項　目	検　查　年　月　日	結　果	摘　要
別紙-2のとおり	別紙-1のとおり	別紙-2のとおり	別紙-2のとおり
原　子　力　検　査　官	別紙-1のとおり		
検　查　立　会　責　任　者 (　役　職　名　)	別紙-1のとおり		
備　考			

別紙-1

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

成形施設（加工棟成型工場）			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年月日		別紙-3、4 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-5、6 のとおり
配置検査	年月日		別紙-7、8 のとおり
据付検査	年月日		別紙-9、10 のとおり
外観検査	年月日		別紙-11、12 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査	年月日		別紙-29、30 のとおり

その他の加工施設（加工棟成型工場） (非常用照明、誘導灯、安全避難通路、堰（内部溢水止水用（固定式））、堰（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、屋外消火栓、消火器）			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年月日		別紙-13、14 のとおり
寸法検査	年月日		別紙-15、16 のとおり
員数検査	年月日		別紙-17、18 のとおり
配置検査	年月日		別紙-19、20 のとおり
系統検査	年月日		別紙-21、22 のとおり
据付検査	年月日		別紙-23、24 のとおり
外観検査	年月日		別紙-25、26 のとおり
作動検査	年月日		別紙-27、28 のとおり
設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査	年月日		別紙-29、30 のとおり

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場 <input type="checkbox"/> 構造スリットの追設 <input type="checkbox"/> 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 垂壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 炭素繊維シート補強 <input type="checkbox"/> 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 鋼板補強		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

材 料 檢 查 記 錄

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【構造スリットの追設】 ロックウールは耐火材料、シーリング材は難燃性材料であること。			
【壁増打ち補強】 ① 鉄筋は SD295A が使用され、アンカーは SD295A 又は SD345 が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は $295N/mm^2$ 以上 (SD295A) 又は $345N/mm^2$ 以上 $440N/mm^2$ 以下 (SD345) であること。 ② 塗料は樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。 ③ コンクリートの強度は $27.0N/mm^2$ 以上であること。			
【垂壁増打ち補強】 ① 鉄筋は SD295A が使用され、アンカーは SD295A が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は $295N/mm^2$ 以上であること。 ② コンクリートの強度は $27.0N/mm^2$ 以上であること。			
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3 2に示す。			

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
【炭素繊維シート補強】 炭素繊維シートは [REDACTED] が使用されており、引張強度が $2,400\text{N/mm}^2$ 以上であること。			
【鉄扉及びシャッタ補強】 ① 鉄扉補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上 ($t \leq 16\text{ mm}$ 以下) 又は 235N/mm^2 以上 ($t > 16\text{ mm}$ を超え 40 mm 以下) であること。 ② シャッタ補強材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上 ([REDACTED] (申請者管理値)) であること。 ③ 鉄扉補強材、シャッタ補強材は不燃性材料であること。 ④ 補修材（鋼板）は [REDACTED] が使用されていること及び不燃性材料であること。 ⑤ 補修材（枠材）は [REDACTED] が使用されていること及び不燃性材料であること。			
【方杖追設補強】 鉄骨は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。			
【鋼板補強】 ① 鋼板は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。 ② 下地材は [REDACTED] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 245N/mm^2 以上であること。 ③ 鋼板及び下地材は不燃性材料であること。			
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場 <input type="checkbox"/> 構造スリットの追設 <input type="checkbox"/> 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 垂壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 炭素繊維シート補強 <input type="checkbox"/> 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 鋼板補強		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考：	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。		

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判定基準	結果	検査方法	
【構造スリットの追設】 スリット幅は [REDACTED] mm以上であること。			
【壁増打ち補強】 ① 鉄筋の径寸法は [REDACTED] (JIS G 3112) 及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G 3112) 又は [REDACTED] (JIS G 3112) であること。 ② 型枠内の寸法（壁厚）は [REDACTED] mm以上であること。			
【垂壁増打ち補強】 ① 鉄筋の径寸法及びアンカーの径寸法は [REDACTED] (JIS G 3112) であること。 ② 型枠内の寸法（壁厚）は [REDACTED] mm以上であること。			
【炭素繊維シート補強】 炭素繊維シートの寸法及び許容寸法（申請者管理値）は以下のとおりであること。 ・幅： [REDACTED] ・厚さ [REDACTED]			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3 2に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判定基準	結果	検査方法	
<p>【鉄扉及びシャッタ補強】</p> <p>① 鉄扉補強材の断面寸法は以下のとおりであること。 - 平鋼 [REDACTED] (申請者管理値)) - 角棒 [REDACTED] (申請者管理値))</p> <p>② シャッタ補強材の断面寸法は [REDACTED] (申請者管理値)) であること。</p> <p>③ 補修材（鋼板）の厚み寸法は [REDACTED] mm (申請者管理値) であること。</p> <p>④ 補修材（枠材）の外形寸法は [REDACTED] (申請者管理値) であること。</p>			
<p>【方杖追設補強】</p> <p>鉄骨の断面寸法は以下のとおりであること。 - 方杖追設補強（溝形鋼） [REDACTED] (申請者管理値))</p>			
<p>【鋼板補強】</p> <p>① 鋼板の寸法（板厚）は [REDACTED] (申請者管理値)) であること。</p> <p>② 下地材（角形鋼管）の断面寸法は [REDACTED] [REDACTED] (申請者管理値)) であること。</p>			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場 <input type="checkbox"/> 構造スリットの追設 <input type="checkbox"/> 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 垂壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 炭素繊維シート補強 検査対象（□内にレ点を入れる）

確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録

備 考 :

本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-3.2に示す。

配 置 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
<p>【構造スリットの追設】 スリットは柱ヘリから [REDACTED] mm以下、梁・床から [REDACTED] mm以下に設置されていること。</p>			
<p>【壁増打ち補強】 ① 鉄筋の配置間隔は [REDACTED] 本/m以上（申請者管理値）であること。 ② アンカーの配置間隔は [REDACTED] (申請者管理値) であること。 ③ アンカー（シアコネクター）の配置間隔は [REDACTED] [REDACTED] (申請者管理値) であること。</p>			
<p>【垂壁増打ち補強】 ① 鉄筋の配置間隔は [REDACTED] 本/m以上（申請者管理値）であること。 ② アンカーの配置間隔は [REDACTED] (申請者管理値) であること。 ③ アンカー（シアコネクター）の配置間隔は [REDACTED] [REDACTED] mm以下（申請者管理値）であること。</p>			
<p>【炭素繊維シート補強】 炭素繊維シートの接着間隔は [REDACTED] mmピッチ（許容差（申請者管理値） [REDACTED] 本/m）であること。</p>			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場 <input type="checkbox"/> 炭素繊維シート補強 <input type="checkbox"/> 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 鋼板補強 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

据付検査記録

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判定基準	結果	検査方法	
【炭素繊維シート補強】 防水層が屋根(平屋部)全面に復旧されていること。			
【鉄扉及びシャッタ補強】 ① 鉄扉補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。 ② シャッタ補強材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。 ③ 補修材の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【方杖追設補強】 方杖の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
【鋼板補強】 鋼板の設置位置が設工認申請書のとおりであること。			
備考: 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場 <input type="checkbox"/> 構造スリットの追設 <input type="checkbox"/> 壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 垂壁増打ち補強 <input type="checkbox"/> 炭素繊維シート補強 <input type="checkbox"/> 鉄扉及びシャッタ補強 <input type="checkbox"/> 方杖追設補強 <input type="checkbox"/> 鋼板補強	検査対象（□内にレ点を入れる）	
	確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。			記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。			記録
備考：			

外観検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判定基準	結果	検査方法	
【構造スリットの追設】 構造スリットにロックウールが充填され、シーリング材で封止されていること。			
【壁増打ち補強】 塗装面に有害な傷及び変形がないこと。			
【垂壁増打ち補強】 コンクリート面に有害な傷及び変形がないこと。			
【炭素繊維シート補強】 防水層表面に有害な傷及び変形がないこと。			
【鉄扉及びシャッタ補強】 ① 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。 ② シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。 ③ 補修材に有害な傷及び変形がないこと。 ④ 補修材（鋼板）が消防法に定める公称作動温度 60～70°Cにて作動し、ガラリを閉止する仕様となっていること。			
【方杖追設補強】 方杖に有害な傷及び変形がないこと。			
【鋼板補強】 鋼板に有害な傷及び変形がないこと。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：材料検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 検査対象（□内にレ点を入れる）
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録

備考：

材 料 檢 査 記 錄

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（脱着式））		
	判 定 基 準	結 果	検査方法
	【堰（内部溢水止水用（固定式））】 ① アンカー及び鋼材は [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm ² 以上であること。 ② 鋼材は不燃性材料であること。 ③ コーキング材は [] であること。		
	【堰（内部溢水止水用（脱着式））】 ① アンカー及び鋼材は [] が使用されており、強度（降伏点又は耐力）は 205N/mm ² 以上であること。 ② 止水板は [] が装着されたものであること。 ③ コーキング材は [] であること。		
備 考 :	本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：寸法検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 壁（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 壁（内部溢水止水用（脱着式）） 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。			

寸法検査記録

検査年月日 年 月
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 消火設備 屋外消火栓	
判定基準	結果	検査方法
【堰（内部溢水止水用（固定式））】 ① アンカーの径寸法は [REDACTED] (申請者 管理値))、鋼材（等辺山形鋼）の断面寸法（JIS G 4317（申請者管理値））は以下のとおりであ ること。 ・ 1階 [REDACTED] ・ 2階 [REDACTED] ② 堰の高さは 1階が [REDACTED]mm以上、2階が [REDACTED]mm以上 であること。		
【堰（内部溢水止水用（脱着式））】 ① アンカーの径寸法は [REDACTED] (申請者 管理値)) であること。 ② 止水板の外形寸法は [REDACTED] ([REDACTED] (粗級) (H 及び L) 及び [REDACTED] (t) (申請者管理値)) であること。 ③ 堰の高さは [REDACTED]mm以上であること。		
【屋外消火栓】 屋外消火栓の埋設配管について、地表から管の上 端までの深さは [REDACTED]mm以上であること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：員数検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器 検査対象（□内にレ点を入れる）

確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録

備考：

別紙一 18 (1 / 2)

員数検査記録

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓、消火器	
判定基準	結果	検査方法
設備、機器の員数が以下のとおりであること。		

備考：

本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙一 32 に示す。

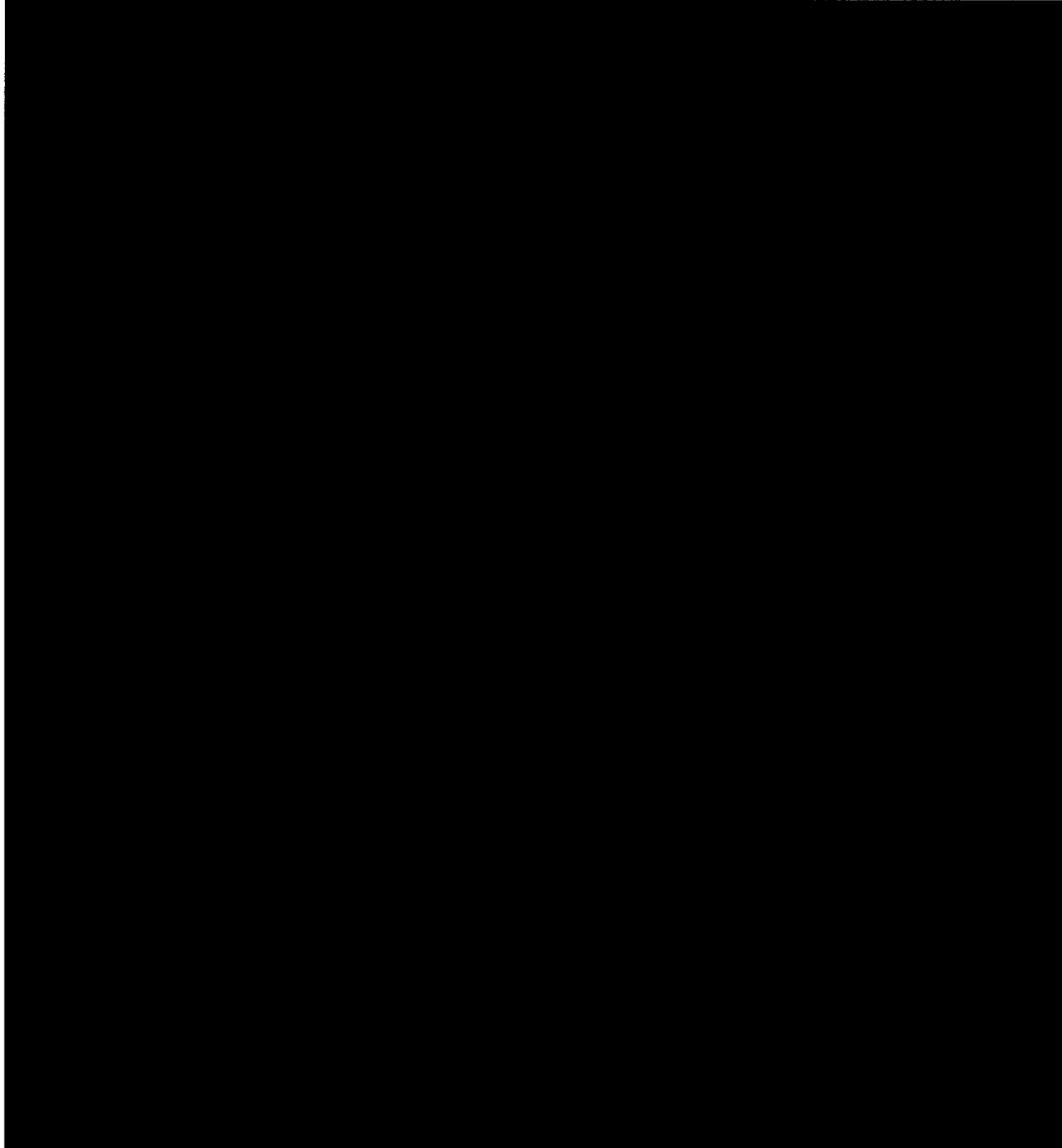
立会いを実施した設備：

員 数 檢 查 記 錄

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

備 考 :

各設備、機器の員数



検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：配置検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

配 置 檢 查 記 錄

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓、消火器		
判 定 基 準		結 果	検査方法
設備、機器の配置が設工認申請書のとおりである こと。			
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：系統検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

系 統 檢 査 記 錄

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(I) 非常用照明、誘導灯		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
非常用照明及び誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。			
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：据付検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓	
	検査対象（□内にレ点を入れる）	
確認事項	結果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：		

据付検査記録

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 緊急対策設備(3) 堰（内部溢水止水用（固定式）） 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備 放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓		
判定基準	結果	検査方法	
設備、機器が設工認申請書のとおり据付けられていること。			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：外観検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器 検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

外観検査記録

検査年月日	年	月
検査場所	三菱原子燃料株式会社	

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓、消火器	
判定基準	結果	検査方法
【非常用照明、誘導灯、安全避難通路、壁（内部溢水止水用（固定式））、壁（内部溢水止水用（脱着式））、非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）、火災感知設備及びそれに連動する警報設備、消火器】 設備、機器に有害な傷及び変形がないこと。		
【屋外消火栓】 ① 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 ② 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。		
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。		

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：作動検査

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話 設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓		
	検査対象（□内にレ点を入れる）		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
検査に使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
備 考 : 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。			

作動検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓		
判定基準	結果	検査方法	
【非常用照明、誘導灯】 非常用電源のブレーカを開放後、■秒以上バッテリにより点灯すること。			
【非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備）】 正常に作動すること。			
【火災感知設備及びそれに連動する警報設備】 ① 自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。 ② 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。 ③ 自動火災報知設備（発信機）が正常に作動すること。			
【屋外消火栓】 屋外消火栓が正常に作動すること。			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－32に示す。 本検査で使用した計測器を別紙－31に示す。			

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲 及び対象機器	成形施設 <input type="checkbox"/> 加工棟成型工場 その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) <input type="checkbox"/> 非常用照明 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 安全避難通路 緊急対策設備(3) <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（固定式）） <input type="checkbox"/> 堰（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 <input type="checkbox"/> 非常用ベル設備 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 消火器	
	確 認 事 項	結 果
	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録
	必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録
備 考 :		

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 年 月 日
 検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	成形施設 加工棟成型工場		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項及び第2項） ・加工施設への人の不法な侵入等の防止（第9条） ・加工施設における溢水による損傷の防止（第10条） ・閉じ込めの機能（第12条） ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

検査範囲 及び対象機器	その他の加工施設（加工棟成型工場） 非常用設備 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 緊急対策設備(3) 壁（内部溢水止水用（固定式）） 壁（内部溢水止水用（脱着式）） 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓、消火器		
判定基準		結果	検査方法
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・加工施設における溢水による損傷の防止（第10条） ・閉じ込めの機能（第12条） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） ・警報設備等（第18条第1項） ・安全避難通路等（第19条） ・非常用電源設備（第23条第1項及び第2項） ・通信連絡設備（第24条第1項）			
備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-32に示す。			

使用計測器一覧表

検査年月日	年	月	日
検査場所	三菱原子燃料株式会社		

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記録一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備考